

## オール東京滞納STOP強化月間に伴う 休日・夜間臨時納税窓口の開設

毎年12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です。

① 休日臨時納税窓口（午前9時～午後5時）  
12月13日（日）、26日（土）の2日間

これに伴い町では、休日・夜間臨時納税窓口をつぎの日程で、役場住民課で開設します。

② 夜間臨時納税窓口（午後5時15分～8時）  
12月10日（木）、16日（水）、22日（火）の3日間

普段お仕事などの都合で納税ができない方、また、納税に関するご相談などがございましたら、この機会を是非ご利用ください。

※問い合わせは、住民課  
☎ 83 - 2190

**12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です**

**オール東京 滞納STOP 強化月間**

東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施しています！

都と区市町村では、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。



納税広報



納税推進



滞納処分

東京都 一致団結 未納

## カット

### 土地の現況に

### 変更はありませんか

固定資産（土地）に対する課税は、賦課期日（毎年1月1日）現在の現況で課税しています。

所有している土地の現況に変更がある場合には、住民課までご連絡をお願いします。

### 家屋の取り壊しをした たら届出をお願いします

所有する家屋の全部または一部を取り壊した方は、家屋滅失届を住民課まで提出してください。

なお、登記している家屋については、東京法務局西多摩支局で滅失の登記が必要となります。

※問い合わせは、住民課  
☎ 83 - 2190

## 国民健康保険被保険者のみなさんへ 医療費等通知書をお送りします

国民健康保険被保険者のみなさんに、ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、診療日数などの受診内容に誤りがないかをご確認していただくために、「医療費等通知書」を12月中にお送りします。

今回のお知らせは、主に令和元年11月から令和2年6月の間に医療機関で受診されたものになります。また、確定申告（医療費控除）の際に医療費等通知書を添付することです。

付することで、令和2年1月から6月までの診療などについては、「医療費控除の明細書」への記載を省略することができます。

ただし、令和2年7月から12月までの診療などについてはお持ちの領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付する必要があります。

※問い合わせは、住民課  
☎ 83 - 2182

## 空家や空地などをお持ちの方へ

空家などの活用による少子化・若者定住化対策が高齢者対策や地域活力の向上につながります。

空家や空地の管理などが負担になっている方、空家になる予定の土地・建物を所有の方は、ご相談や情報提供などをお願いします。（町に空家を寄付、空家バンクに登録される場合などは一定の条件が必要となります。）

※問い合わせは、若者定住推進課  
☎ 83 - 2310